

京都市告示第 68 号

子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第30条の11第1項の規定による特定子ども・子育て支援施設等に係る確認を行いましたので、法第58条の11の規定により、次のとおり告示します。

令和2年4月13日

京都市長 門川 大作

設置者の名称	施設・事業の種類	施設・事業所の名称	施設・事業所の所在地	確認年月日
学校法人 大五洋	預かり保育事業	衣笠幼稚園	京都市北区衣笠衣笠山町12	R2. 4. 1
社会福祉法人 岩屋福祉会	預かり保育事業	修学院保育園	京都市左京区修学院犬塚町30-1	R2. 4. 1
社会福祉法人 春日野園	預かり保育事業	かすがのえんこども園	京都市伏見区日野田中町16	R2. 4. 1
学校法人 大五洋	一時預かり事業	衣笠幼稚園	京都市北区衣笠衣笠山町12	R2. 4. 1
宗教法人 竹林寺	一時預かり事業	月かげみどり保育園	京都市中京区西ノ京西月光町19-1	R2. 4. 1
社会福祉法人 錦会	一時預かり事業	稚松保育園	京都市下京区下之町4-3	R2. 4. 1
学校法人 京和学園	一時預かり事業	京和幼稚園	京都市上京区下立売通御前西入行衛町439-2	R2. 4. 1
学校法人 コドモのイエ学園	一時預かり事業	コドモのイエ幼稚園	京都市左京区吉田神楽岡町107	R2. 4. 1

注) 施設・事業の種類が「預かり保育事業」となっている施設のうち、※の記載がない施設が行う預かり保育事業は子ども・子育て支援法施行規則第28条の18第3項に規定する教育・保育の量を上回るため、当該施設の利用者は、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業の利用料について施設等利用給付の対象となりません。

(子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室)